

WIPOの現状とWIPO日本事務所の取組

WIPO日本事務所 参事官 廣田 健介

抄録

本誌の読者の皆様は、「WIPO」と聞くと何をイメージされるでしょうか？ PCTなどの国際出願システムの事務局、あるいは、知財に関する国際議論の場、というイメージを持っている方が多いかも知れません。また、読者の中には、WIPOの外部事務所が東京・霞が関に存在することをご存じない方もいらっしゃるのではないのでしょうか。本稿は、WIPOが行っている多様な施策と動向、WIPOの外部事務所の1つであるWIPO日本事務所（WJO）による、知財の「伝道師」としての最近の活動について紹介します。

1. はじめに

世界知的所有権機関（World Intellectual Property Organization：WIPO）は、国際的な知的財産権制度の発展を所管する国際連合（UN）の専門機関です。加盟国数は、日本を含む193か国¹⁾、知的財産権に関する26の国際条約²⁾を管理しています（2021年7月現在）。

WIPOは、1967年に設立されて以来、国際的な知的財産権関連条約や基準について、国際的な議論を行う場を提供し、各国政府による開発戦略の一環としての知財の活用を支援し、様々な団体や企業を対象に知的財産権関連の研修を実施しています。また、一般ユーザー向けには、複数の国で知的財産権を確保するための国際特許出願制度（PCT）、国際商標登録出願制度（マドリッド）、国際意匠登録出願制度（ハーグ）や、紛争を解決するためのサービスを提供しています。さらに、知的財産権の情報を集めた各種データベースも無料で提供しています。その他にも、知財に関する様々なグローバルサービスを提供するとともに、加盟国等と連携しつつ多様

な施策を展開しています。

WIPOは世界各国に7の外部事務所（External Office）³⁾を有しており、WIPO日本事務所（WIPO Japan Office：WJO）はそのうちの1つとして、東京・霞が関に位置し、知財制度のプロモーション、国際出願制度やWIPO施策のプロモーション、日本政府・裁判所・ユーザーとの橋渡し等、様々な活動を行っています。

本稿では、WIPOの組織と最近のトピック、WIPOの外部事務所の1つであるWJOの役割と最近の活動等を紹介します。なお、本稿は、筆者の個人的見解を含むものであり、WIPOやWJOの公式的な見解を示しているものではありません。

2. WIPOの最近の動き

WIPOでは、昨年10月1日に、シンガポール出身のダレン・タン氏が新事務局長に就任し、6年間の任期を開始しました⁴⁾。事務局長就任に際し、タン氏は、組織としての優先事項として、「包括性」、「バランス」、「未来志向」の3つをテーマに仕事を進

1) WIPO加盟国一覧：<https://www.wipo.int/members/en/>

2) WIPOが管理する条約一覧：<https://www.wipo.int/treaties/en/>

3) WIPOの外部事務所一覧：<https://www.wipo.int/about-wipo/en/offices/>

なお、これに加え、ニューヨーク事務所が、国連本部とWIPO間の連絡調整を行うリエゾンオフィスとして存在。

4) ダレン・タン氏の事務局長就任に関するWIPO ウェブページ：https://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2020/article_0024.html

めていく旨を述べるとともに、知財の果たす役割が、法的・技術的側面のみならず、起業家や企業を支援し、投資の触媒となり、経済成長を推進し、社会の活性化を推進するものとなるであろう、と述べました。なお、昨年12月には新たな新事務局長（DDG）及び事務局長補（ADG）がWIPO加盟国により承認され⁵⁾、WIPOは本年1月から一新した体制で始動し、組織再編も行われました⁶⁾。

現在、WIPOは中期戦略計画2016-2021（Medium-term Strategic Plan 2016-2021）⁷⁾の最終年という位置づけになっており、当該計画では、WIPOのミッションは「バランスのとれた効果的な国際的な知財制度を通じて、すべての国の経済的、社会的、文化的発展のために、イノベーションと創造性を促進すること」とされており、本計画の下で、WIPOは各種施策を進めてきました。現在、次の中期戦略計画の策定に向けた議論が進められています。本年7月の第32回計画予算委員会（Program and Budget Committee, PBC）では、加盟国間での議論が行われました。さらに、WIPOの計画予算は2年毎に策定されますが、上記中期戦略計画とともに、来年2022年からの2か年に向けたプログラム（Program of Work and Budget for 2022/23）の策定に向けた議論も平行して行われています。これらの計画、プログラムは、新体制下で初めて策定されるものであって、今後のWIPOの活動の方向性を示すものです。今後のWIPOの変革にもぜひご注目ください。

3. WIPOの役割と最近のトピック

WIPOはこれまで知財をめぐる多様なグローバル施策を展開してきました。ここでは、WIPOの役割を1) 知的財産に関する国際ルールの策定、条約の管理、議論の場を提供、2) 知的財産保護のためのグローバル・サービスの提供、3) 知的財産のためのインフラの整備、4) 開発支援（途上国支援）、5) 地球規模課題への取組、6) 知的財産に関する世界的

な情報源、7) その他、の7つに大別し、各役割に対応する施策や最近のトピックを簡単にご紹介します。

1) 知的財産に関する国際ルールの策定等

WIPOでは現在、26の条約を管理するとともに、毎年1回の一般総会（General Assembly）、各種委員会、管理する条約等に関する国際的な議論を行う会合等の事務局としての機能を有しています。ここでは、最近のトピックの一つとして、「知財（IP）と人工知能（AI）に関するWIPO対話」⁸⁾について紹介させていただきます。

○知財（IP）と人工知能（AI）に関するWIPO対話

WIPOでは、加盟国に対してAIに関連したさまざまなトピックに関する対話と意見交換の機会を与えること、および、AIが知財システムに与え得る影響への課題を形成することを目的とし、2019年9月に「IPとAIに関するWIPO対話」⁸⁾を立ち上げ、その最初のセッションを開催しました。その後、AIの影響から知財政策立案者が直面する可能性の高い最も差し迫った質問をまとめた課題ペーパーを作成・公開し、パブリックコメントを経て、2020年5月に改訂版の課題ペーパーを発表しました。そして、2020年7月に第2回セッション、11月に第3回セッションを開催し、AIが創作に寄与した著作物・発明の知財保護、AI関連発明の特許要件・開示要件・審査基準、学習データの著作権・データや営業秘密、AIに関連



図1 IPとAIに関するWIPO対話（第3回）の様子（2020年11月）

5) 関連するWIPOウェブページ：https://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2020/article_0028.html

6) WIPOの体制図：https://www.wipo.int/resources/organigram/en/level1/director_general.pdf

7) WIPO中期戦略計画2016-2021（Medium-Term Strategic Plan for the World Intellectual Property Organization (WIPO) for 2016-2021）：https://www.wipo.int/meetings/en/doc_details.jsp?doc_id=347516

8) 「IPとAIに関するWIPO対話」に関するウェブページ：https://www.wipo.int/about-ip/en/frontier_technologies/ai_and_ip_policy.html

する定義、AIが商標分野にどのような影響を与えるか、AIに関する能力格差を埋めるために政策がどのように役立つか、知財管理におけるAIの利用が政策的にどのような意味をもつか、等、AIと知財をめぐる幅広いトピックについての議論が行われました。本年9月には第4回セッションが開催予定となっており、引き続き加盟国等にAIと知財と隣接する領域の諸課題に関する議論の場を提供していく予定です。

2) 知的財産保護のためのグローバル・サービスの提供

PCT、ハーグ、マドリッド、リスボンなどの国際出願・登録制度の提供はWIPOの最も主要な取組ですが、ここでは、本誌の読者に馴染みが薄いのではないと思われるWIPOの裁判外紛争処理手続(ADR)サービスについて簡単に紹介します。

○WIPOの裁判外紛争処理手続(ADR)

WIPOでは、知的財産・技術に関する商事紛争の裁判外紛争処理手続(ADR)による解決を目指す当事者を支援するためのサービスをWIPO仲裁調停センターにて提供しています⁹⁾。WIPO仲裁調停センターのオフィスはジュネーブとシンガポールに所在し、世界中の者が利用することができます。紛争当事者は、ADRを効果的に活用することで、紛争処理にかかる時間と費用を節減することができます。また、ADRの手続は当事者間の合意に基づいたものであるため、より円滑な処理が可能なおうえ、紛争当事者間の関係を良好に保ち、紛争解決後のビジネス関係展開や継続また発展の可能性を残すことができます。WIPOは、知的財産・技術分野で経験豊富な調停人、仲裁人、専門家を擁する専門のADR機関であり、さらに国連機関により運営されているという点で、国際的な中立性が担保される、という点も大きなメリットとなっています。また、WIPO仲裁調停センターでは、不正な目的でのドメイン名登録・使用(いわゆる「サイバースクワッティング」)に関する紛争処理に関する紛争処理機関としての機能も有しています。

WIPO ADRの最近のトピックとして、中小企業(SMEs)支援の取組があります。現在、WIPO仲裁調停センターのユーザーのうち、SMEsの割合は37%を占めています。特に、調停は、SMEsが裁判所の訴訟なしに紛争を解決するための時間と費用効果の高い方法であり、機密性を維持しながら効果的な結果を得るのに役立つと考えられています。WIPOでは、本年7月より、一方または両方の当事者がSMEsの場合に、WIPO ADRの手数料が25%削減されるようになりました¹⁰⁾。この取組の開始にあたり、タン事務局長は、SMEsが経済回復の鍵であること、中小企業が知財関連の紛争解決のビジネスコストを下げることで、中小企業による知財活用とビジネス成長への期待を述べました。

昨年のCOVID-19のパンデミック以降、WIPO ADRの大部分はオンラインで行われており、必要なオンラインツールも無料で提供されています。また、WIPO ADRにおける調停の和解率は、前年の70%から78%に上昇し、2021年も上昇傾向となっており、非常に高い水準にあります。現状、日本企業によるWIPO ADRの利用は多くない状況ですが、上記SMEsへの支援策も契機となり、日本のSMEsによるWIPO ADRの活用が進むことが期待されます。

3) 知的財産のためのインフラの整備

WIPOでは、特許、商標、意匠等に関する各種データベース(PATENTSCOPE、Global Brand Database、Global Design Database等)やDAS(デジタルアクセスサービス、WIPO国際事務局(IB)に対する優先権書類の取得請求)、WIPO CASE(Centralized Access to Search and Examination、ドシエ情報共有システム)等のシステムを提供しています。このうち、WIPOが提供する無料の特許情報検索サービスである「PATENTSCOPE」¹¹⁾については、審査官をはじめとする本誌読者の皆様にも関係が深いと思いますが、日常的に使用されている方は多くないかもしれません。ここでは、その最新の機能等をいくつか紹介するとともに、WIPOの提供するIPC自動分類ツール(IPCCAT)について紹介します。

9) WIPO ADRに関する日本語ウェブページ：https://www.wipo.int/ip-outreach/ja/ipday/2021/toptips/mediation_arbitration.html

10) 関連するWIPOウェブページ(日本語)：https://www.wipo.int/about-wipo/ja/offices/japan/news/2021/news_0032.html

11) PATENTSCOPE(日本語ページ)：<https://patentscope.wipo.int/search/ja/search.jsf>

○PATENTSCOPEの最近の動向

PATENTSCOPEには、9,000万件を超える特許文献(PCT出願、国内出願、広域特許出願)が収録され、多様な検索対象フィールド、演算子を利用可能であり、さらに、多言語一括検索 (CLIR) 機能、化学化合物検索機能、検索結果の自動分析機能 (上位出願人、上位IPC等のグラフ表示など)、翻訳支援機能 (WIPO翻訳) などが利用可能となっています。さらに、本年になり、以下の2つの機能拡大がリリースされました。1つめは、非特許文献の検索機能の追加です¹²⁾。本年より、PATENTSCOPEにおいて、Springer Nature社の傘下にあるNature.comのオープンアクセス (OA) コンテンツの収録が行われ、既に、54,000以上のドキュメント (書誌とフルテキスト) がPATENTSCOPEで検索可能となっています。また、論文の翻訳にはWIPO翻訳を利用し、機械翻訳表示を行うこともできます。将来的には、より多くのOA (オープンアクセス) コンテンツのソースもPATENTSCOPEで利用できるようになる予定です。2つめは、PCTのпатентファミリー情報の表示機能の追加です¹³⁾。本機能により、PATENTSCOPEには、PCTルートとパリルートの両方を介した特許文献に関する情報を含むファミリー情報が含まれるようになりました。PATENTSCOPEは、1) 化合物検索を含めて無料で利用可能であり、2) 日本語インター

フェースで利用可能、3) 収録範囲・文献数、4) 検索対象フィールドや演算子の多様性、5) 多言語一括検索機能や自動翻訳機能、などに強みを有しており、近い将来には、マーカシュ形式で記載された文献の化合物構造検索機能も追加される予定です。データベースの利用方法に関する基礎的な情報については、特許庁の2020年度知的財産権制度説明会 (実務者向け)¹⁴⁾において、講義資料および動画を公開しているため、ぜひご参照のうえ、ご活用を検討いただければ幸いです。

○IPC自動分類ツール (IPCCAT)¹⁵⁾

2020年時点でIPCには7万以上の分類があり、ある技術について適切な分類を探すことは困難です。このIPC自動分類ツール (IPCCAT) は、入力されたテキストをAIが分析し、最も関連性の高いIPCを予測するものです。入力画面を図2に示します。日本語を含む10言語に対応しており、ユーザーの選択により、上位3つまたは5つの候補IPCを出力させることができます。WIPOの特許文献を用いた調査によれば、84%のケースで提示された上位3つのIPCのうち少なくとも1つが的中していて、その精度は高いものといえます。本機能の活用法としては、例えば、特許請求の範囲の記載をコピー&ペーストして付与されるIPCの予測を行うことで、

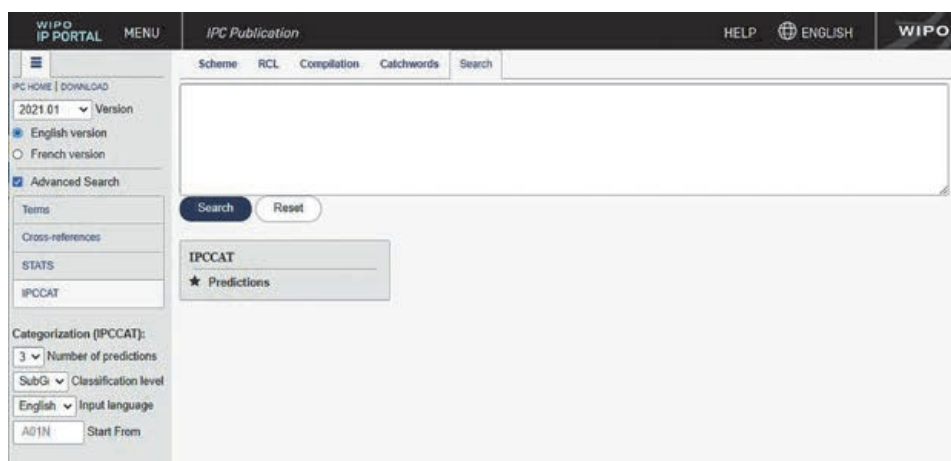


図2 IPC自動分類ツールの入力画面

12) 関連するWIPOウェブページ (日本語) : https://www.wipo.int/about-wipo/ja/offices/japan/news/2021/news_0014.html

13) 関連するWIPOウェブページ (日本語) : https://www.wipo.int/about-wipo/ja/offices/japan/news/2021/news_0015.html

14) 特許庁2020年度知的財産権制度説明会 (実務者向け) ウェブサイト : https://www.jpo.go.jp/news/shinchaku/event/seminer/chizai_setumeikai_jitsumu2020.html [15. PATENTSCOPE (特許文献のグローバル・データベース) の使い方]

15) IPCCAT ウェブサイト : <https://www.wipo.int/classifications/ipc/ipcpub/?notion=search&version=20210101&symbol=none&menulang=en&lang=en&viewmode=f&fipcp=no&showdeleted=yes&indexes=no&headings=yes¬es=yes&direction=o2n&initial=A&cwid=none&tree=no&searchmode=ipccat>

自社・他社の特許調査に重要な情報である特許分類の候補を得ることができます。また、科学誌等、科学技術テキスト全般にも適用可能ですので、これらの要約等を用いて検索を行えば、非特許文献と密接に関連する特許情報の検索にも有用です。特許審査官による先行技術調査や分類付け等の業務等にもぜひ活用を検討いただければ幸いです¹⁶⁾。

4) 開発支援 (途上国支援)

WIPOでは、知財に関する様々な途上国支援の取組を展開しています。ここでは、WIPO加盟国、特に、途上国等に対し、イノベーションと創造性に不可欠な知財人材能力の構築を支援するために活動している部署である「WIPO Academy」の取組概要と、日本国特許庁による任意拠出金による活動を紹介します。(WJOによる開発支援に係る活動は後述)

○WIPO Academyの概要

WIPO Academy¹⁷⁾は、WIPOのRegional and National Development Sector (地域・国家開発部門)に属する組織であり、WIPO加盟国向けの知財教育・トレーニングの機会を提供しています。WIPO Academyの提供するプログラムは、政策立案者や政府関係者、発明家やクリエイター、企業経営層や知財専門家、中小企業や起業家、知財を学ぶ学生や

教員、一般市民、等、そのターゲットは広範です。そして、そのトレーニングコースとしては、主に政府および公的機関の職員向けの専門的なトレーニング、途上国の参加者が知財に関する高等教育を受ける機会を提供するために、大学とのパートナーシップによる共同修士プログラム、10言語で提供している入門レベルから上級レベルの無料通信教育教材、若者向けの短期集中講座、など、幅広いターゲットに向けて知財関連の教育コンテンツを提供しています。また、IP4Youth & Teachersと呼ばれるプロジェクト¹⁸⁾を展開しています。これは、若者に対し、創造性や創意工夫における知財の役割を教えるために、知財教育に関わる政策立案者、教育者、知財庁等のネットワーク構築や、経験の共有等を目的とするものです。

○FIT/日本産業財産グローバルファンドによる活動

日本政府によるWIPOへの任意拠出金を基にした信託基金「Funds-in-Trust Japan Industrial Property Global (FIT/日本産業財産グローバルファンド)」¹⁹⁾による活動を紹介します。1987年に創設された当時、支援対象はアジア・太平洋地域に限定されていましたが、2008年にアフリカ地域に拡大され、さらに2019年には地域の限定をなくしたグローバルファンド「FIT/日本産業財産グローバルファンド」

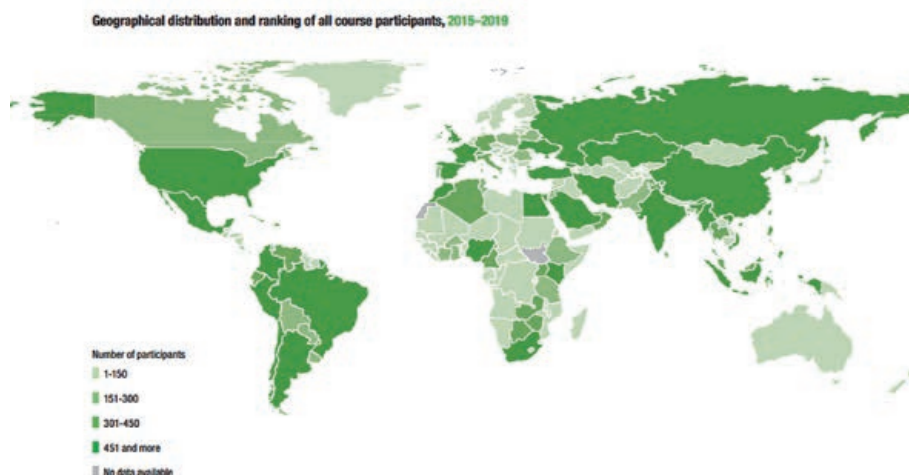


図3 WIPO Academyが提供する研修への参加者数の国別分布図

16) なお、検索に用いる字数が多すぎる場合には検索結果が表示されない場合もございます。その場合には、字数を減らして再度お試しください。

17) WIPO Academy ウェブサイト：<https://www.wipo.int/academy/en/>

18) IP4Youth & Teachers ウェブサイト：<https://welc.wipo.int/ipedu/#>

19) 「FIT/日本産業財産グローバルファンド」ウェブサイト (日本語)
：https://www.wipo.int/cooperation/ja/funds_in_trust/japan_fitip_global/index.html

として刷新され、現在に至っています。その活動は、政策立案者、立法府の議員、知財庁職員、民間企業の代表者が知的財産権にかかる政策や知的財産権が関連する開発上の問題について協議する会議の開催、国際出願制度（PCT、ハグ、マドリッド）の利用者及び知財庁向けに、さまざまなワークショップやセミナーの開催、大学や研究機関に対する知財支援、WIPOが協力している知的財産権修士コース（MIP）への奨学金制度や日本でのフェローシッププログラム、知的財産権の教育に役立つ最新情報を含んだ教材の開発、WIPOや知財庁のITシステム支援、等、幅広いものとなっています。本予算の運用・管理は、WIPO本部のインフラ・プラットフォーム部門国際分類・標準部の協力支援課によって行われており、特許庁からの出向者を中心に、WIPO本部の各担当部署、WJO、日本国特許庁、さらには、現地知財庁との調整とコラボレーションにより、上記の多様な活動が実現されています。

5) 地球規模課題への取組

環境問題や感染症、格差拡大など、国際社会全体で対処しなければならない地球規模の課題が少なくない中、国連は2015年9月に「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」を定めました²⁰。WIPOは、国連機関の1つとして、知財制度の活用によって多くの地球規模の課題解決す

べく、様々な施策を進めており、2019年には、WIPOの活動が世界各国の経済的、社会的、文化的発展のためのイノベーションを実現し、SDGsをどのようにサポートするか、という点をまとめたレポートを公表しました²¹。本稿では、地球規模課題の解決に寄与するWIPO施策として、技術移転や普及を促すためのプラットフォームである「WIPO GREEN」と「WIPO Re:Search」について概説します。

○WIPO GREENの概要

WIPO GREEN²²は、環境技術の活用を促進するための国際的なプラットフォームであり、データベースを通じた技術の提供者と希望者とのマッチングやネットワークを促進し、環境技術の開発や普及に資するものです。本WIPO GREEN施策は、SDGsが生まれる前の2013年に、日本知的財産協会（JIPA）をはじめとした日本の産業界の提案に端を発して開始されました。WIPO GREENは、①国連の専門機関であるWIPOが中立的な立場で運営しているグローバルなプラットフォームであり、②技術分野を環境技術に焦点を絞って運用され、③どの企業・大学・機関・団体等でも無料で参加が可能であり、④技術情報のみならず、ニーズ情報や専門家情報もデータベースに登録されていて、⑤実際のライセンス交渉は当事者同士に委ねられる、という点が特徴です。世界中から1,700以上の個人や組織がユーザー登録



図4 特許庁のWIPO GREENパートナー加盟の署名式(2020年2月、写真左：ガリWIPO事務局長(当時)、写真右：松永特許庁長官(当時))



図5 国立大学法人東海国立大学機構がWIPO GREENパートナー参加を表明(2020年11月、写真左：澤井WIPO日本事務所長、写真右：松尾名古屋大学総長、写真内モニター左側：森脇岐阜大学学長)

20) 国際連合広報センターウェブサイト

： https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/

21) WIPOによるレポート「WIPO and the Sustainable Development Goals」

： <https://www.wipo.int/sdgs/en/story.html#WIPO-and-the-SDGs-syCBYuuIIQ>

22) WIPO GREEN ウェブサイト： <https://www3.wipo.int/wipogreen/en/>

図6 日本のWIPO GREENパートナー一覧 (2021年7月時点)

政府機関	特許庁
企業	アスタミューゼ、貝印、キヤノン、Global Mobility Service、コニカミノルタ、GSアライアンス、資生堂、住友大阪セメント、住友電気工業、ダイキン、ダイセル、帝人、東洋アルミエコープロダクツ、トヨタ自動車、豊田自動織機、パナソニック、日立製作所、富士通、本田技研工業、三菱電機、リコー
団体	Team E-Kansai、日本知的財産協会、日本弁理士会
大学・研究所	明治大学高分子科学研究所、早稲田大学環境総合研究センター、東海国立大学機構、山形大学
その他	正林国際特許商標事務所、発明推進協会アジア太平洋工業所有権センター

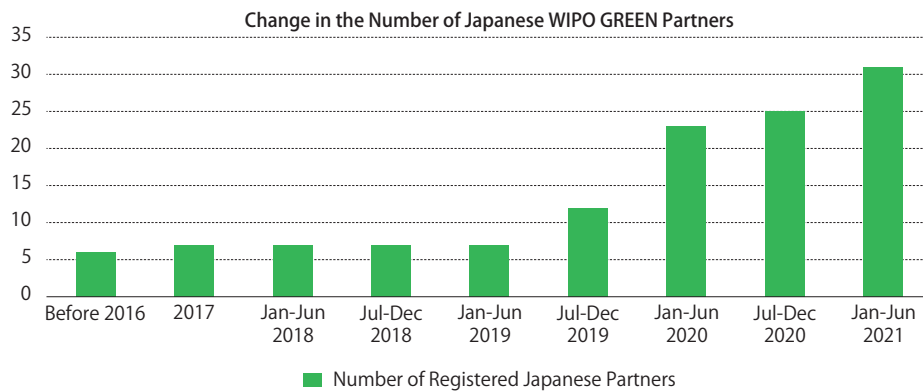


図7 日本のWIPO GREENパートナー数の推移

し、データベースには、約7万もの技術情報、280以上のニーズ情報、400以上の専門家情報が登録されています(2021年7月時点)。さらに、WIPO GREENにパートナーとして参画すると、WIPO GREEN 諮問会議(基本的にWIPO本部で開催)の一員としての資格が得られるとともに、WIPO GREENのホームページにあるパートナーリスト²³⁾へ掲載されるため、自らのSDGsへの貢献を国内外に示すことで環境分野における企業ブランドの国際的なイメージアップにつながるなどのメリットがあります。日本からのパートナー参加数は長く低調でしたが、SDGsへの関心の高まり等を背景に、この一年強の間に日本国特許庁²⁴⁾や東海国立大学機構(名古屋大学、岐阜大学)等の公共機関も含め、多くの企業・団体が相次いで参加を表明し、日本からのパートナー参加が急激に増加しています(図6, 7)。WIPO GREENパートナーは、2021年7月時点において全世界で127機関に上りますが、そのうち日本からは31機関を占め、世界一となっています。

○WIPO Re:Searchの概要

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)のパンデミックは、国境をまたいで発生している病気に対処するために世界で協力し合うことが急務であることを浮き彫りにするとともに、過去数十年にわたって私たちの生活がいかに相互に関わってきたかを強烈に実感させるものでした。河川盲目症、コレラ、デング熱など顧みられない熱帯病(NTDs)²⁵⁾は、世界で10億人以上の人々が影響を受けており、新しい診断方法や治療方法、ワクチンの実現に向け、早急に目を向ける必要がある疾患です。2011年、WIPOと非政府組織であるBIO Ventures for Global Health(BVGH)が共同でWIPO Re:Search²⁶⁾を設立しました。これは、NTDs、マラリア、結核を治療する医薬品やその関連技術を早期に発見するための研究開発を促進する官民コンソーシアムであり、これらの疾患を対象とした研究に利用する科学者が、他の用途のために開発された可能性のあるものも含め、知的財産(例えば、専門知識、データ、分

23) WIPO GREENパートナーリスト：<https://www3.wipo.int/wipogreen/en/network/partners.html>

24) 特許庁WIPO GREEN特設サイト：<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/wipo/green.html>

25) 顧みられない熱帯病(NTDs)は、ウイルス性、寄生虫性、細菌性の多様な疾患群であり、主にアフリカ、アジア、南北アメリカの開発途上地域の最低所得者層に影響を与えている。これらの病気は、17億人以上の人々を失明、外見や身体機能を損なう様々な障害の危険にさらし、健康、教育、経済的安定、社会的支援を危うくしているともいわれる。

26) WIPO Re:Searchウェブサイト：<https://www.wipo.int/research/en/>

子、化合物など)をロイヤリティーフリーで共有できるようにすることで、ターゲットを絞った共同研究を促進するものです。このWIPO Re:Searchには、日本からは創設メンバーとしてエーザイ²⁷⁾、武田薬品²⁸⁾が参加しており、また、昨年7月よりさらに東京大学も加わりました。WIPO Re:Searchは2021年に10周年を迎えますが、過去10年にわたり、WIPOはNTDsと闘うことに加え、すべての人の利益のためにイノベーションと創造性を可能にするバランスの取れた効果的な国際知財システムの開発を主導するという幅広い任務への取組を行ってきました。今後も世界中の人々の生活向上のために、グローバルな知財システムを確実に機能させるべく取り組んでいきます。

6) 知的財産に関する世界的な情報源

WIPOでは、様々な知財・経済分析報告書を公表しています。本稿では、そのうち、グローバル・イノベーション・インデックス(Global Innovation Index : GII)とWIPOテクノロジー・トレンド(WIPO Technology Trends : WITT)の2つについて、その概要と最新号の内容を簡単にご紹介します。

○グローバル・イノベーション・インデックス

(Global Innovation Index : GII)

グローバル・イノベーション・インデックス

(Global Innovation Index : GII)²⁹⁾は、WIPO、コーネル大学、インシアード(INSEAD)の協力により、およそ130ヶ国のイノベーションパフォーマンスを、公的制度から、人的資源、インフラ、市場・ビジネスの洗練度、知識と技術のアウトプット等に渡る80の詳細な指標を基にランク付けした年次報告書であり、国際経営開発研究所(IMD)、世界経済フォーラム(WFF)の国際ランキングとともに、国際的な関心が高まっています。本年7月13日に知的財産戦略本部で決定された「知的財産推進計画2021」³⁰⁾においても、日本のイノベーションの置かれた状況を端的に表し、あわせて各国のイノベーションエコシステムを示す指標として、本GIIのデータが冒頭に引用されています。

最新のGII2020によると、日本のイノベーションパフォーマンスは世界第16位で、米国や他のアジア諸国と比較して低調な結果となっています(図8)。日本は、イノベーションへの創出部門(output)が18位と比較的低調で、特に、ICT輸出(99)、文化的・クリエイティブなサービスの輸出(60)が顕著に低い順位となっています。特許出願(1)やPCT出願(1)に強みを有する中、これらの特許出願される技術をいかにイノベーションにつなげるかが課題であることが浮き彫りとなっています。(括弧内は日本の順位)

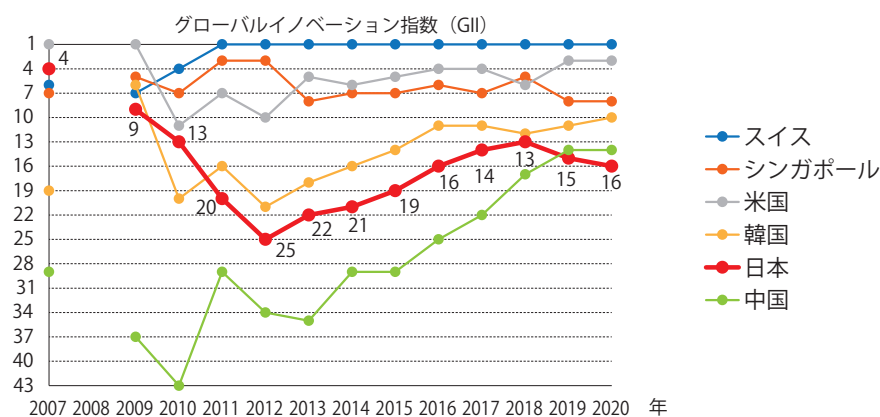


図8 主要国のGIIランキング推移 (知的財産推進計画2021より引用)

27) エーザイのWIPO Re:Searchに関する取組の紹介(日本語) : https://www.wipo.int/about-wipo/ja/offices/japan/news/2021/news_0008.html

28) 武田薬品のWIPO Re:Searchに関する取組の紹介(日本語) : https://www.wipo.int/about-wipo/ja/offices/japan/news/2021/news_0021.html

29) GIIウェブサイト : https://www.wipo.int/global_innovation_index/en/

なお、GII2020本編は英語版のみであるが、概要(Executive Summary)は日本語版も公表されている :

https://www.globalinnovationindex.org/userfiles/file/reportpdf/GII_2020_KeyFindings_JP_web.pdf

30) 知的財産推進計画2021 : <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikaku20210713.pdf>

○WIPOテクノロジー・トレンド

(WIPO Technology Trends : WITT)

WIPOテクノロジー・トレンド(WIPO Technology Trends : WITT)³¹⁾は、特定の技術の発展動向を特許文献や学術論文を基に分析する報告書です。分析結果は、ビジネスリーダー、研究者、政策決定者にとって興味深いものになるように産業界の視点から補強されています。最新のWITT2021³²⁾は、そのテーマを「福祉用具」とし、分析が行われました。同報告書によると、現在、10億人以上の人々が福祉用具を必要としており、利用者数は高齢化により今後10年間で2倍になると予想されています。イノベーションの観点では、IT技術を通じて様々な製品とつながりを見せるなど、福祉用具は成長著しい分野の一つと言えます。そして、本報告書では、1998年から2020年半ばに公開された13万件以上の福祉用具に関する特許を特定し、これを、従来型の福祉用具 (conventional assistive technology) と新しい福祉用具 (emerging assistive technology) に分けると共に、それぞれを6の技術分野に細分化し、特許情報等を詳細に分析したところ、支援ロボット、スマートホーム、視覚障害者向けウェアラブル機器、スマートメガネなど、上記新しい福祉用具は、従来型の福祉用具と比べて3倍の速さで出願件数の増加が見られていました。また、上記新しい福祉用具の技術のうち、特に急速な成長を示す分野として、環境分野 (平均年間成長率42%) とモビリティ分野 (平均年間成長率24%) に関するものが挙げられています。なお、上記環境分野には公共空間におけるナビゲーション装置や支援ロボット、モビリティには、自律型車椅子や最新の義肢等が含まれます。また、福祉用具の分野では、家電製品や医療技術との融合が見られており、また、当初は障がいのある方のために開発された技術が、一般の製品に適用されるものも見られていました。主要プレーヤー

に関しては、福祉用具を専門に扱う企業に加え、家電製品企業 (パナソニック、サムスン、IBM、Google、日立など) や自動車企業 (トヨタ、ホンダなど) も同分野に参画していることが判明しました。さらに、本報告書では、パナソニック株式会社のセンサーとIoT技術を活用したリモートケアシステムの事例など、世界各国のケーススタディや専門家によるコメントなども掲載されています。

現在、世界中の福祉用具を必要としている者のうち、実際に福祉用具にアクセスできているのは10人に1人しかいないと言われており、本報告書が、福祉用具へのアクセスの拡大を促すための世界的議論の基礎資料となることが期待されます。

7) その他

WIPOが所管する知的財産権は、特許、意匠、商標という産業財産権のみならず、地理的表示、著作権、育成者権、等、多岐にわたり、これらの知財が適切に尊重されるグローバルな環境を整備することはWIPOにとって重要な取組と言えます。本稿では、著作権に関するWIPOのユニークな施策を2つ紹介させていただきます。

○WIPO for Creators

WIPO for Creators³³⁾は、WIPOとスウェーデンに拠点を置くMusic Rights Awareness Foundationによって立ち上げられた官民パートナーシップであり、2020年に設立されました。これは、地域的・文化的・経済的条件に関わらず、全てのクリエイターがきちんと認識され、公平な報酬を得ることが出来るよう、クリエイターの権利や権利管理の実務に関して、啓蒙活動を行い、クリエイターの知識向上を目指すことを目的としたものです。本年6月、8つの組織・団体³⁴⁾をWIPO for Creatorsの最初のパートナーとして迎えました³⁵⁾。タン事務局長から

31) WIPO Technology Trends (WITT) ウェブサイト : https://www.wipo.int/tech_trends/en/index.html

32) WIPO Technology Trends (WITT) 2021 ウェブサイト : https://www.wipo.int/tech_trends/en/assistive_technology/
 なお、WITT2021は英語版のみであるが、概要 (Executive Summary) は日本語版も公表されている :
https://www.wipo.int/edocs/pubdocs/ja/wipo_pub_1055_2021_exec_summary.pdf

33) WIPO for Creators ウェブサイト : <https://www.wipo.int/wipoforceators/en/>

34) 著作権協会国際連合 (CISAC)、Digital Data Exchange (DDEX)、国際認定フォーラム (IAF)、国際音楽出版社連盟 (ICMP)、国際フォノグラフィック産業連盟 (IFPI)、Independent Music Publishers International Forum (IMPF)、国際出版連合 (IPA)、実演家権利管理団体協議会 (SCAPR)

35) 関連するWIPO ウェブページ (日本語) : https://www.wipo.int/about-wipo/ja/offices/japan/news/2021/news_0025.html

は、この先駆的な各パートナーを歓迎するとともに、クリエイターが作品を世界に発信する際の著作権制度の利用に関する認識を高め、知識を深めるためのこの取組を各パートナーが強力に後押しすることへの期待が示されました。WIPO for Creatorsは現在、パートナーを含む協力者間のネットワークを構築すると同時に、様々なクリエイティブ分野において世界中のクリエイターを支援することを目的とした、オンラインの権利啓発プラットフォームである Creators Platform³⁶⁾ を開発中です。Creators Platformでは、各業界の著名なクリエイターが登場し、継続的に更新される高品質でインタラクティブな「マイクロラーニング」ビデオという形で、クリエイター主導のサービスを提供していく予定です。このようなWIPO for Creatorsの取組をさらに発展させるためにも、日本からも様々な形で多くの組織・団体が本取組に参画いただければ幸いです。

○ Accessible Books Consortium (ABC)

Accessible Books Consortium (ABC)³⁷⁾ は、世界盲人連合など視覚障害者の代表団体、視覚障害者のための図書館、標準化団体、著作権者・出版社・著作権集中管理団体 (CMO) の代表団体などによって構成されるコンソーシアムです。これは、WIPOが管理する条約の一つである「盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約」(マラケシュ条約) を運用レベルで実施するためのイニシアティブであり、その目標は、視覚障害者にとって利用可能な形態(例:点字、音声版、電子テキスト版、大活字版)の本を全世界で増やし、必要な方々に供することとされています。マラケシュ条約は、著作権の保護の観点ではなく、その制限と例外に焦点を当てた条約です。視覚障害者は世界に2億5300万人いると見積もられており、その9割以上が途上国に住んでいるとされる一方で、彼らが読むことのできる出版物は、全ての出版物のうち1割に満たないと言われていています。このような背景のもと、ABCでは、視覚障害者のための図書館のために、視覚障害者等が利用しやすい形態の電子書

籍のオンライン・カタログを提供する「ABCグローバル・ブック・サービス」、出版された時から視覚障害者にとってもそうでない方々にとっても直接使用可能な、書籍の製作の促進を目指している取組である「アクセシブル・パブリッシング」、さらに、途上国に対して、利用可能な形態の本の製作や配布に関するキャパシティビルディング活動、等を推進しています。マラケシュ条約は、日本でも平成31年に発効しています。SDGsの目標4(質の高い教育をみんなに)、目標9(産業と技術革新の基盤をつくろう)、目標17(パートナーシップで目標を達成しよう)にも資する本取組が日本でも広まることが期待されます。

4. WIPO 日本事務所 (WJO) の機能と役割

冒頭で述べたように、WIPOには世界各国に7の外部事務所を有しており、WIPO 日本事務所 (WJO) はそのうちの1つであり、東京・霞が関に所在しています。WIPOの外部事務所の重要な役割として、現地(ホスト国)のユーザーニーズ、法的システム、商慣習、文化等に応じて、現地の言語で、時差なくタイムリーに現地のステークホルダーとコミュニケーションを取ることができる、ということがあると考えています。

このような中、WJOでは、1) 知的財産の普及啓



図9 WJOのオフィスが入っている大同生命霞が関ビル

36) https://www.wipo.int/export/sites/www/wipoforcreators/en/pdf/introduction_creators_platform.pdf

37) Accessible Books Consortium (ABC) ウェブサイト: <https://www.accessiblebooksconsortium.org/portal/en/>



図10 WJOのイノベーションギャラリー（写真左：澤井WIPO日本事務所長、写真右：柵山三菱電機会長）

発、2)WIPOの国際出願制度や施策の普及啓発、3)日本政府、裁判所、ユーザーとの橋渡し、を活動の3本の柱とし、さらに、4)日本の知財経験の発信、という点でFIT/日本産業財産グローバルファンドに基づく途上国支援等に関する各種施策を行っています。

1) 知的財産の普及啓発

大企業、中小企業、大学を問わず、イノベーションに資する知財の役割が、必ずしも広く日本国内において認知されていないことから、その普及啓発に注力しています。具体的には、国内外のシンポジウム・講演会等への参加、中高校生を対象とした、イノベーションと知財に関するセミナーの開催、知財

教育の普及に向けた取組、メディア、国会議員、有識者等とのコミュニケーションなどを恒常的に行っています。

○WJO主催ウェビナー

特に、昨年はコロナ禍の影響によって物理的な講演が困難となったことを契機に、WJO主催のウェビナー³⁸⁾を開始し、2021年7月現在、既に約40のウェビナーを開催し、その参加者は延べ10,000人を超え、大変好評をいただいています。ウェビナーのテーマは、国際出願制度に関するもの、WIPOのデータベースやツールに関するものから、著作権や種苗法など、広く知財に関するものを扱っています。さらに、日本のユーザーにグローバルな知財戦略や国際的な相場観を養っていただきたい、との思いから、本年4月より、JETRO等の海外駐在員11名のご協力のもと、海外の知財概況に関するウェビナーを全9回開催しました。

○WJO主催の「世界知的所有権の日」記念オンラインイベント

本年4月26日、WJOが主催し、「世界知的所有権の日」を記念するオンラインイベントを開催しました³⁹⁾。世界知的所有権の日 (World IP Day)⁴⁰⁾とは、WIPO設立条約が施行された1970年4月26日にちなみ指定された日であり、知的財産権がイノベー



図11 海外の知財概況に関するWJO主催ウェビナーの様子（コラージュ）

38) WJO ウェビナーのウェブサイト（日本語）：https://www.wipo.int/about-wipo/ja/offices/japan/webinars_in_japanese.html

本ウェブサイトより、WJO ウェビナーへの参加登録ができる他、過去のウェビナーの資料やアーカイブ動画もご覧いただけます。

39) 世界知的所有権の日記念オンラインイベントウェブサイト（日本語）：https://www.wipo.int/meetings/ja/2021/wjo_ipday.html

40) 関連するWIPO ウェブページ（日本語）：<https://www.wipo.int/ip-outreach/ja/ipday/index.html>

ションと創造性を促進する上で果たす役割を強調する機会として世界中でイベント等が開催されています。例えば、米国では、今年を含め近年「世界的所有権の日」に向けた大統領宣言⁴¹⁾が公表されるなど、国を挙げて知財の普及啓発に努めています。

2021年のWorld IP Dayのテーマ「知的財産 (IP) と中小企業：あなたのアイデアで新しい事業を (IP&SMEs : Taking your ideas to market)」の下、WJOでは、各界で活躍されている方々からの講演、パネルディスカッション等からなる記念イベントをオンライン形式で開催したところ、限定公開ながら、3,600を超える視聴があり、大きく注目をいただきました。

本記念イベントは、かつては中小企業であったGAFAsの創業者らの発明への思いに言及しつつ、「知財の、そしてイノベーションの伝道師」を目指すとして、一層増す知的財産制度の役割を伝えるWJO澤井所長の挨拶を持って開会しました。その後、特許庁糟谷長官(当時)から来賓挨拶、柵山正樹氏(三菱電機株式会社 取締役会長)、新浪剛史氏(サントリホールディングス株式会社 代表取締役社長)、久保雅一氏(株式会社小学館 取締役/株式会社小学館集英社プロダクション 常務取締役)、伊佐山元氏(WiL, LLC 共同創業者兼CEO)から基調講演を賜りました。また、イベント後半には、2つのパネルディ



図12 「世界的所有権の日」記念オンラインイベントの様子(パネルディスカッションの生配信の様子。会場は無観客。)

スカッション(第一部テーマ「中小企業と知財、起業に向けた課題」、第二部テーマ「知財戦略とイノベーション、知財を武器に市場を切り拓く」)、及び、全日本学生児童発明くふう展WIPO賞受賞者へのインタビュー(柴崎湧人さん)、知的財産を学び、その普及に熱心に取り組む高校生へのインタビュー(東京都立千早高等学校)を行いました。さらに、特許庁から「I-OPENのコンセプト：一人ひとりが創造力を発揮したくなる社会に向けて」⁴²⁾、独立行政法人工業所有権情報・研修館(INPIT)から「パテントコンテストおよびデザイン・パテントコンテスト」⁴³⁾の紹介もいただきました。

2) WIPOの国際出願制度や施策の普及啓発

WIPOの外部事務所の機能として、WIPOの主要なサービスであるPCT、ハーグ、マドプロといった国際出願制度、さらに、各種WIPO施策を現地のユーザーへプロモーションすることは、重要な取組です。

国際出願制度に関しては、上記1)でも述べたWJO主催のセミナー(ウェビナー)だけでなく、特許庁主催の実務者向け説明会、弁理士会、発明推進協会等の他機関が主催であるセミナー(ウェビナー)で講演を行う他、WIPOの公表している各種資料を日本語訳し、これをWJOウェブサイトで公表するとともに、冊子にして各種イベントで配布を行っています。また、企業や特許事務所等との間で国際出願制度に関する課題やニーズ等を聴取すべく、意見交換会を積極的に行い、聴取された事項をWIPO本部へフィードバックし、制度システムやデータベース等の改善に結びつけています。

また、WJOの重要な役割として、ユーザーからの問い合わせ対応があげられます。WIPOの制度のユーザーの方々からは、日々、WJOへ制度の手続き等に関する質問を頂き、これに対して迅速に回答をしています。日本のユーザーに対して、日本語で時差なく回答できることはWIPO本部ではできないサービスであり、その問い合わせ件数は年々増加しており

41) 2021年のホワイトハウスによる「世界的所有権の日」に向けた大統領宣言
: <https://www.whitehouse.gov/briefing-room/presidential-actions/2021/04/23/a-proclamation-on-world-intellectual-property-day-2021/>

42) 特許庁I-OPEN プロジェクトウェブサイト : https://www.jpo.go.jp/introduction/soshiki/design_keiei/i-open/index.html

43) INPITパテントコンテストおよびデザイン・パテントコンテストウェブサイト : <https://www.inpit.go.jp/patecon/index.html>

(図13、2020年は年間1,600件以上の問い合わせに対応)、WJOの役割の重要性を実感しています。

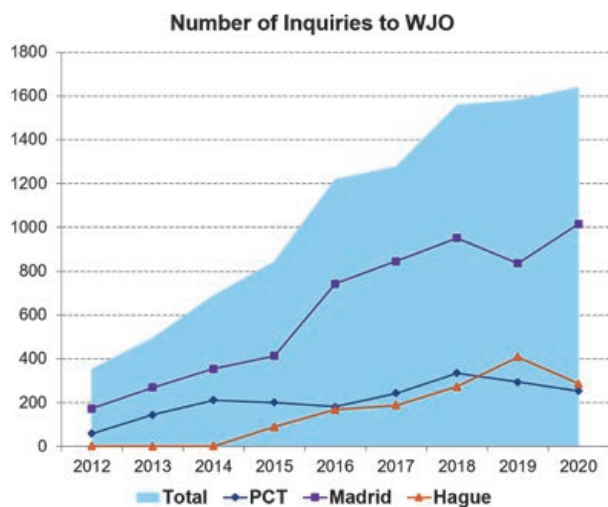


図13 WJOへの問い合わせ件数の推移(制度別の内訳と総数)

3) 日本政府、裁判所、ユーザーとの橋渡し

WJOは、霞が関に住所を置く、数少ない国際機関の駐日事務所です。地の利を活かし、国際連合(UN)の専門機関であるWIPOと、特許庁をはじめ、内閣府、外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、環境省、文化庁、公正取引委員会などの知的財産制度を所管する日本政府や最高裁判所、知的財産高等裁判所をはじめとした裁判所との橋渡し役を担っています。特に、日本国政府によるWIPOへの任意拠出金による連携をはじめ、各種施策や条約等の調整、知的財産制度の普及啓発、途上国協力の推



図14 糟谷特許庁長官(当時)(右)と澤井WIPO日本事務所長(左)

進、SDGs達成に向けた協力等、また最高裁との知財判例データベースに向けた議論などを行っています。さらに、INPIT、JETRO、JICA、発明推進協会、弁理士会、知的財産協会など、知財に関連する諸機関とも連携し、WIPO本部との必要な調整を行っています。

4) 日本の知財経験の発信

WJOでは、FIT/日本産業財産グローバルファンドの支援のもと、様々な途上国支援に係る取組を実施しており、これには、IP Advantageデータベースによる途上国への情報提供、ワークショップやインターンシップの受入支援等による途上国人材育成に貢献等があげられます。

IP Advantageデータベース⁴⁴⁾は、WIPOが運営する、知財活用事例のデータベースであり、世界中から220件以上の知財活用事例を収録されており、WJOが新たな事例の追加や事例の更新等を担当してきたものです。

また、これまで、WJOでは途上国研修生の受入事業を実施してきましたが、昨年度はコロナ禍の影響により、安全に海外研修生を受け入れることは困難と判断し、中止を余儀なくされました。そこで、バーチャルな手段の活用を検討し、本年6月、WIPO Academyとの共催により、上述のIP4Youth&Teachersプロジェクトの一環として、若者への知財の教育方法に関するワークショップをオンライン形式で開催しました⁴⁵⁾。日本、カンボジア、インドネシア、ラオス、ミャンマー、フィリピン、タイ、ベトナムの44名の政策立案者、教員、実務者を対象とし、次世代の知的財産の利用者を育成し、創造性、イノベーション、起業家精神を促進するという観点から、若者に対する知的財産の教育の重要性に焦点を当てつつ、幅広いテーマが取り上げられました。講師陣としては、世界各地から知財教育関係者が参加し、日本からも山口大学教授 小川明子氏、沼津工業高等専門学校 大津孝佳氏、北海道大学アイヌ・先住民研究センター 落合研一氏、特許庁 高岡裕美氏、丸岡大志氏に御登壇いただきました。また、学生の杉江芽依さん、栗原志織さんに

44) IP Advantage ウェブサイト : <https://www.wipo.int/ipadvantage/en/>

45) IP4Youth&Teachers ワークショップの開催報告(日本語) : https://www.wipo.int/academy/ja/news/2021/news_0017.html

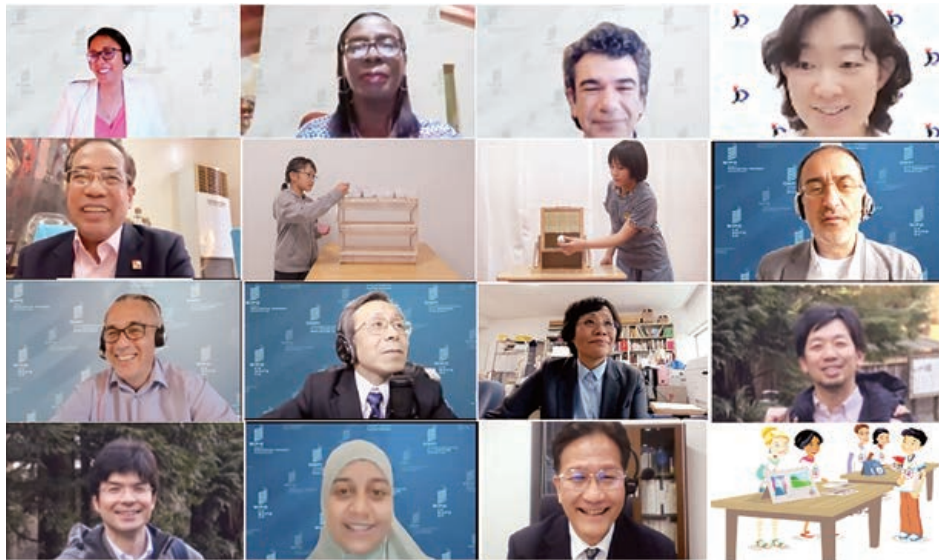


図15 IP4Youth&Teachers ワークショップの講演者等 (コラージュ)

は第79回全日本学生児童発明くふう展学生で奨励賞を受賞した発明品の紹介をそれぞれ行っていただきました。

なお、本年12月には、WIPO本部のIP for Business DivisionとWJOの共催で、国内外の中小企業・スタートアップ(SMEs)向けのオンラインシンポジウムを開催予定です。これは、日本や途上国を含む世界各国のSMEsに対し、知財がイノベーションに果たす役割を普及啓発するとともに、中小企業の抱える知財をめぐる諸課題について議論・検討を行う場を提供するものであり、具体的には、有識者による基調講演やパネルディスカッション、国際出願制度を活用した国内外の知財成功事例やWIPO GREENの活用事例などをご紹介予定です。本シンポジウムを通じ、日本や途上国を含む世界各国のSMEsの知財活動の活性化、さらには、知財を活用した競争力強化に結びつくことを期待しています。

5. おわりに

本稿では、筆者の理解している範囲で、WIPOの動向とWIPO日本事務所(WJO)の最近の活動について紹介させていただきました。筆者自身、昨年10月にWJOに着任するまで、WIPOとのつながりと言えば、審査官として国際調査報告や見解書等を作成する、各種国際会合の状況をウォッチする、といったところに留まっており、その全体像について想像する機会はあまりありませんでした。本稿が、

読者の皆様がWIPOやWJOの活動に興味を持つきっかけになれば幸いです。

筆者が所属するWJOは決して大きな組織ではありませんが、知財の「伝道師」としてその活動の幅を広げています。日本政府・裁判所、大企業、中小企業、大学、企業経営層、若者など、あらゆる層に対し、知財制度の意義、イノベーションに果たす役割などについて、積極的に機会をとらえ、発信してまいります。今後の弊所の活動にもぜひご注目いただければ幸いです。

最後に、今回WIPOの様々な施策やWJOの活動を紹介する機会をご提案くださった特技懇の関係者の皆様、そして、本稿の執筆に当たり様々な資料やアドバイスをくださったWJOやWIPOの皆様感謝申し上げます。

profile

廣田 健介 (ひろた けんすけ)

2006年4月 特許庁入庁(特許審査第一部材料分析(物理分析))
 2010年4月 審査官昇任
 2012年1月 総務部国際課(総括係長)
 2013年1月 特許審査第一部応用光学
 2014年5月 審査第一部審査調査室(主査)
 2015年5月 審査第一部材料分析
 2015年7月 総務部企画調査課(課長補佐(企画係長))
 2016年7月 審査第一部応用光学(光学要素・EL素子)
 2018年7月 先端技術留学(カリフォルニア大学ロサンゼルス校 客員研究員)
 2019年7月 審査第一部応用光学
 2020年10月より現職